

重要

令和 3年 6月 23日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション
流通委員会
検査委員会

ＪＵ静岡会員規約 追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年6月29日開催オークションより、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 規約追加事項

第8章クレーム規約 純正触媒の欠品・加工、規格外品装着

純正触媒の欠品・加工、規格外品装着車両において、出品申込書に記入のない場合はクレーム対象とする。

クレーム申立期間は、オークション開催日を含めて5日以内、且つ搬出前までとし、売買契約解除又は、代金減額請求できる。

※但し、ワンチャンコーナーを除く。

流通委員会が悪質と判断した際には、別に期限を定めペナルティを課す場合がある。

※上記クレーム規約は、NCゼロ売りコーナーの車両もクレーム対象となります。

2. 成約保証について

純正触媒の欠品・加工・規格外装着車両については、NCゼロ売りコーナー成約保証対象外となる場合があります。

また、流札後のＪＵ静岡逆商談も受付不可となる場合があります。

以上